

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から同年3月まで
当時は農業を営んでおり、義理の祖父が家族の国民年金保険料を納付していた。

義理の祖父は亡くなってしまったため、申立期間についての国民年金保険料の納付方法や納付金額については不明であるが、同居していた義母の分だけが納付済みとなっていて、私たち夫婦の分が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫、申立人の義母及び申立人の義妹と連番で払い出されていることが確認できる上、同居していた義母は昭和36年4月から60歳に到達する48年2月までの国民年金保険料をすべて納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、当該手帳記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得年月日から昭和38年2月ころと推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料を納付していた申立人の義理の祖父が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで
当時は農業を営んでおり、祖父が家族の国民年金保険料を納付していた。祖父は亡くなってしまったため、申立期間についての国民年金保険料の納付方法や納付金額については不明であるが、同居していた母の分だけが納付済みとなっていて、私たち夫婦の分が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の妻、申立人の母及び申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できる上、同居していた母は昭和36年4月から60歳に到達する48年2月までの国民年金保険料をすべて納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、当該手帳記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得年月日から昭和38年2月ころと推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料を納付していた申立人の祖父が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和40年12月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

また、申立期間②及び③については、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月20日、同社B支店における資格喪失日に係る記録を42年1月5日に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月20日から41年1月1日まで
② 昭和41年3月1日から同年3月20日まで
③ 昭和42年1月1日から同年1月5日まで
④ 平成6年3月26日から同年4月1日まで

A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、①昭和40年12月20日から41年1月1日までの期間、②41年3月1日から同年3月20日までの期間及び③42年1月1日から同年1月5日の期間の加入記録が無かった。この間退職をしたこともなく、加入期間に空白ができるはずがない。

また、最後の資格喪失年月日が平成6年3月26日になっているが、退職したのは同年3月31日であり、加入記録が途切れていることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び事業主提出の在籍証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年12月20日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月及び41年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②及び③について、事業主提出の人事記録により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる（昭和41年3月20日にA社本店から同社B支店に異動し、42年1月5日に同社B支店から同社C支店に異動）。

なお、社会保険庁の記録において、申立人に係る昭和41年3月及び42年1月は、厚生年金保険の被保険者期間とされている。

一方、申立期間④について、申立人は、A社の本社に平成6年3月31日まで勤務していたと主張しているが、事業主提出の在籍証明書の退職日及び雇用保険の離職日は同年3月25日となっている上、申立人提出の退職辞令の日付も同日となっていることから、申立人が同年3月26日以降において同事業所に継続勤務し厚生年金保険に加入していた事情はうかがえず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年3月まで
国民年金手帳をA農業協同組合に預け、国民年金保険料は、夫の分と一緒に組合員勘定や貯金から定期的に納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に組合員勘定や貯金から定期的に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳を見ると、申立期間は夫婦ともに未納となっている上、申立期間前の昭和43年度の保険料を昭和45年6月27日に過年度納付していることから申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人及びその夫は、ともに昭和45年度から48年度まで申請免除を受けていることから、申立期間当時は、申立人夫婦にとって国民年金保険料の納付が困難な時期であったと考えられ、43年度の保険料を免除期間中に過年度納付しているものの、申立期間の保険料を納付できたとは推認できない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は既に死亡しているため、当時の納付状況について確認することができない上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年11月1日まで
友人の紹介で、A社で昭和48年ころから季節雇用で勤務し、平成3年ころに、社長から厚生年金保険への加入についての説明があった。
給与は月給制で、厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、平成3年と5年に厚生年金保険の加入記録があるのに、同様に勤務していた4年の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成4年4月23日取得～同年10月31日離職）から、申立人が、当該期間においてA社に季節雇用者として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成3年度から年金を受給しており、社会保険庁の記録から、3年度及び5年度の年金給付額の一部は支給停止（平成3年度は6割、5年度は5割）されているが、4年度については全額が支給されていることが確認できるところ、事業主は、「平成3年度及び5年度については、申立人の資格取得届と資格喪失届の控えがあるが、4年度の届書の控えは無い。」と回答している。

また、事業主は、当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて「厚生年金保険は夫の被扶養者など、必ずしも加入させていないケースがあった。（その後、）社会保険事務所の指導があり、全員加入させるようになった。」と回答しており、連絡の取れた元従業員も、「当時は希望者だけを厚生年金保険に加入させており、平成5年度からは強制的に加入することとなった。」旨を証言しており、当該元従業員の証言等から、当時の季節雇用者は少なくとも70人程度は勤

務していたものと考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、加入期間が1年未満の厚生年金保険被保険者は、4年度までは20人程度であるものの、5年度からは70人以上となっていることから、A社では、4年度までは希望者だけを厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

さらに、申立期間について、A社に係る社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の氏名は確認できず、平成4年度に資格を取得した者の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年4月1日まで

昭和48年1月にA社を退職した後、同社の元同僚とともに同年10月から49年3月31日までの期間、B社で季節労務者として勤務した。

入社時に人事課の担当者に「季節労務者は厚生年金保険の対象ではないが、前の会社で厚生年金保険に加入していたので、（私と、一緒に入社した同僚の）2人だけ特別に加入させる。」と言われたことを記憶している。給与明細で厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている具体的な勤務内容から、申立人がB社に季節労務者として就労していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認することができる人事記録等の資料は無く、当時の労務担当者は、「雇用された人の入社前の厚生年金保険の加入の有無を意識して手続きしていた記憶は無い。」と証言しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が一緒に入社したとする同僚には、同事業所における厚生年金保険の加入記録は存在していない上、申立期間中に別の事業所における厚生年金保険の加入記録が存在していることが確認できる。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚（故人）及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚（病気療養中）からは証言等を得ることはできず、昭和48年度に厚生年金保険の加入記録が存在している季節労務者のうち連絡の取れた者（10人）からも、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認することができる証言等は得られなかった。

さらに、事業主の供述から、申立期間当時に勤務していた季節労務者は220

人程度と考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、厚生年金保険の加入期間が1年未満の被保険者は、昭和48年度においては17人のみであり、申立人が記憶していた同僚2人にもB社における厚生年金保険の加入記録が無いことを踏まえれば、当時同事業所では、ほとんどの季節労働者が厚生年金保険に加入しないまま勤務していたものと推認される。

加えて、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から33年12月30日まで
② 昭和34年4月1日から同年7月16日まで

申立期間①については、A社に勤務していた同級生に紹介され、経営者と面談の後、口頭の契約を交わし正社員として採用された。その際、厚生年金保険への加入説明の有無については記憶に無いが、給与明細書では厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、正社員なので厚生年金保険にも当然に加入していたと考える。

申立期間②については、知人の紹介で、B社の社員と面接の後、口頭で契約し正社員として採用された。厚生年金保険への加入については記憶に無いが、正社員として常勤の勤務をしていたので当然に加入していたと考える。

これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、「A社」が適用事業所となった記録は無く、また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶していた申立事業所の代表者には厚生年金保険の加入記録が存在しない上、申立事業所に係る商業登記簿謄本も無く、事業主の所在についても不明であることから、申立内容を裏付ける証言等は得られなかった。

申立期間②について、元従業員の証言から、申立人がB社に勤務していたこととはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態について確認することができる人事記録等の資料は無い。

また、当時の事務担当者は「作業員には試用期間があり、その後採用予定者は、半年後くらいで（厚生年金保険に）加入させていた。当時は、増員に次ぐ

増員で、入・退職者が多かったので、長期間勤務できる方に絞って（厚生年金保険に）加入させていたようだ。」と証言している上、申立期間②の直後の昭和34年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっている従業員で入社時期に係る回答のあった者2人は、「自分は、昭和32年4月に入社したが、入社してすぐには厚生年金保険には加入していない。」（入社から約2年3か月後に厚生年金保険に加入）、「自分の入社時期は昭和33年10月ごろと記憶している。」（入社から約9か月後に厚生年金保険に加入）と証言している。さらに、当時の事務担当者の証言から、申立期間当時のB社の従業員数は少なくとも180人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間②における同社の厚生年金保険の被保険者数は最多で101人であることが確認できることから、当時、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が多数存在していたものと考えられ、申立人の主張する勤務期間が約3か月であることを踏まえれば、申立人は、同社で厚生年金保険に加入する取扱いとなる前に退職したものと推認される。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号においても欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から57年1月1日まで
② 昭和57年4月1日から58年1月1日まで
③ 昭和58年4月1日から59年1月1日まで
④ 昭和59年4月1日から60年1月1日まで

昭和56年にA社に入社し、毎年春から雪が降るまで勤務を続けていたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①から④までについては、加入記録が無いとの回答であった。

当時の具体的な作業内容や同僚のこともよく覚えており、これらの申立期間にも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、厚生年金保険第三種被保険者期間（坑内員又は船員の期間）としての年金を55歳に到達した昭和56年度から60歳になる59年度まで満額受給していることが確認できるところ、申立期間当時は厚生年金保険法により60歳未満において厚生年金保険に加入していた場合には当該年金は支給されないこととされていたことから、申立人が申立期間①から④までにおいて厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、A社提出の仮採用通知書及び同僚等の証言により、申立期間当時に申立人がA社に勤務していたことが推認できるが、申立人の雇用保険の加入記録（昭和56年4月1日取得～同年10月3日離職、57年4月1日取得～同年12月28日離職、58年3月1日取得～同年12月31日離職、59年4月2日取得～同年12月29日離職）の事業所名称は、申立事業所（A社）ではなく、代表者が同じであるが別会社の「B社」となっている。さらに、A社及びB社では、「当時、

A社では、短期雇用者も健康保険と厚生年金保険に加入させていたが、B社では、短期雇用者は雇用保険と日雇健康保険に加入させていた。このため、B社で短期雇用者として資格取得をすると、厚生年金保険料を控除されることはなく、また、冬期間には雇用保険を受給することができた。」と供述しており、申立人は当該雇用保険の加入期間のすべてについて求職者給付を受給した記録となっていることを踏まえれば、申立人も当該事情を承知していたものと考えるのが自然である。

加えて、A社に係る社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険の加入記録は昭和60年5月1日からとなっていることが確認できる上、同社及びB社の申立期間における申立人の氏名は確認できない。一方、申立期間の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から50年11月30日まで

以前薬局を経営していたところに問屋の人から紹介され、A社に正社員として採用された。社会保険事務所からの回答では、同社の厚生年金保険の加入は昭和51年3月からとのことだが、申立期間も、給与明細書上は健康保険料と厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（昭和48年3月21日取得～50年12月14日離職）及び申立人が一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者を含む元従業員3人の証言から、申立人が雇用保険の加入期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和51年3月1日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所となった記録は無い。

また、連絡の取れた元従業員3人はそれぞれ、昭和43年4月、48年3月、49年11月からA社に勤務していたものの、申立期間当時は厚生年金保険に加入していないと証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該3人及び申立人が記憶していた上司（店長）には、申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在していないことから、申立人のみが、同社の適用事業所となる前の期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。